

# 第1回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の質問シートに対する回答について

資料1

NO	質問内容	回答
1	八潮市個人情報保護条例を改正することにより、現在の八潮市個人情報保護条例と比較して、制限されることはあるか。	<p>この度の法改正の目的は、個人の権利利益の保護をしつつ、情報活用の強化、AI・ビッグデータへの対応を強化していくということからも、法改正により、個人情報の取扱いについて、その制限を強化しようとするのではなく、むしろ個人情報をより活用することができる環境を法律上整備を行ったものと考えられます。</p> <p>ご質問についてですが、個人情報保護制度の手続を行う立場(市民)及び個人情報を利活用する立場(事業者、市)からすると、法の改正後において、これまでできていたものが今後できなくなるというものは、特段想定されません。</p> <p>一方で、個人情報保護制度を実施する立場(市)からすると、例えば、これまで当審議会に諮問を行っていた「オンライン結合」に関することについて、今後典型的に諮問をすることは許容されないとされているほか、議会に関しても改正法及び新たな条例の規律の対象とすることはできなくなるなどが挙げられます。</p>
2	個人情報の保護に関する法律の趣旨と異なる八潮市独自の条例案は考えられないか。	<p>市の条例制定権については、憲法及び地方自治法にその根拠が定められています。</p> <p>憲法第94条では「法律の範囲内で」定めることができるとされ、地方自治法第14条第1項では「法令に違反しない限りにおいて」定めることができると規定されており、これに反する条例は違法であるとされます。</p> <p>新たな条例についても、これらの規定を遵守する必要があるものであり、法律の範囲を超えて条例に独自の規定を置くことは許容されないとされています。</p> <p>このことから、ご質問の国の指示と異なる地方独自案につきましては、その案が法律の範囲を超えたものであると判断された場合は、違法なものとして是正の指示を受ける等の可能性がございます。</p> <p>一方で、改正法にはない規定であっても、条例で規定することが許容されている事項につきましては、法律を超えない範囲であれば、市独自の考えを条例に位置付けることができるとしております。</p>
3	個人情報の開示請求について、条例改正前後の各開示方法に対する実費及び手数料の金額を教えてください。	<p>資料2「八潮市個人情報保護法施行条例(案)についての追加説明」の追加説明事項1「本人開示請求に係る手数料の設定」にて説明いたします。</p>
4	広報やしおにおいて100歳を迎える方の氏名を公表しているが、広報配布の一週間前に町会に通知することは可能か。	<p>個人情報の取扱いについては、原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされています。一方で、その取扱いについて、本人の同意を得ること等により、ご質問にありますように広報に掲載をするなど、本来の目的外への利用や第三者への提供をすることができるとされています。</p> <p>ご質問の公表前の個人情報の提供の可否につきましては、一概にお答えすることは難しいですが、広報での公表前に町会にも提供されることについて、事前に本人の同意を得ている必要があるものと考えられます。</p>

NO	質問内容	回答
5	<p>死者の情報の取扱いについて、現在の八潮市個人情報保護条例においてどのような取扱いとなっていたのか。</p> <p>相続人からの死者に関する個人情報(資産や債務等の情報)の請求は受け付けられるのか。また、親戚や会社関係者などからの請求はどうか。</p>	<p>現行の条例におきましては、個人情報に死者の個人情報を含むと明示した規定はございませんが、死者の情報が同時に遺族等の個人情報ともいえる場合には、遺族等に係る個人情報として取り扱っております。ご質問の「相続人からの死者に関する個人情報(資産や債務等の情報)の請求は受け付けられるのか。また、親戚や会社関係者などからの請求はどうか。」についてですが、遺族の範囲については、基本的には、法定相続人に限っているところです。</p> <p>また、資料が残っている過去5年分の請求状況を確認したところ、死者に関する情報の開示請求はございませんでした。</p> <p>なお、条例改正後の死者の情報の取扱いについては、資料2「八潮市個人情報保護法施行条例(案)についての追加説明」の追加説明事項6「個人情報の定義規定(死者の取扱い)」にて説明いたします。</p>
6	<p>八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会について、八潮市個人情報保護条例改正後は、いつ頃の設置を考えているのか。</p>	<p>改正法では、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定されており、条例に位置付けることにより、審議会その他の合議制の機関を設置することが認められております。</p> <p>この「特に必要な場合」については、国のガイドラインによると、「個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう」とされております。</p> <p>このことを踏まえ、今後の審議会については、諮問事項に応じ、その分野に詳しい方を選任するなどする必要がありますことから、これまでのように審議会を常設とせず、その都度委員を選任し、審議会を設置する方向で検討をしております。</p>
7	<p>今回の八潮市個人情報保護条例の改正では、既存の審議会において審議を行っているが、他市では、審議会の委員に新たに専門家を選任していないのか。</p>	<p>現在、審議会においてもご審議いただいております今後の本市における改正法に基づく個人情報保護制度の在り方につきましては、法律の内容を踏まえた上で新たな条例をどのようにしていくかという専門的な内容ではありつつも、自らの個人情報がどのように扱われ、どのように保護されるのかといった身近なものでもありますことから、法律の専門家のみならず幅広い見地からの意見を踏まえ、検討していく必要があるものと考えております。</p> <p>また、条例の検討に当たりましては、審議会における審議のほか、パブリックコメントを実施して様々な意見を広く集約し、慎重に検討を重ねた上で議会に提案してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、審議会を設置している近隣の4市においても、今回の法律改正について審議することに特化した委員を別途選任しているのではなく、各市の審議会委員の選任基準により選任された既存の審議会委員により審議を行っていると同っております。</p>